

阿部・尾崎両教授の退官にあたり

阿部徹教授および尾崎重義教授が本年三月をもって本学を退官されることになった。

阿部教授は、昭和五十九年四月より本学教授として十六年間にわたり、社会学類および社会科学研究所において民法の教育・研究指導に尽力された。また研究活動においては、民法中の家族法を中心に幾多の業績を発表されてきたことはいうまでもない。とりわけ最近では、筑波大学附属図書館所蔵のいわゆる「穂積文書」のうち旧民法および明治民法の制定に関する資料の採録に取り組まれ、「民法成立史一斑」と題する論稿を十三回にわたり筑波法政（十五号（二十七号））に発表されており、学界の共通財産として後世に残る価値のある業績である。長年にわたり学問の継承発展に尽くされてきた教授の教育・研究者としての真摯な態度に深い感銘を覚える。さらに教授は、この間、社会科学系長を二度（通算四年）、第一学群長そして人事委員会委員に就任され、誠実なお人柄と公正・公明な組織の運営によりその職責を全うされた。

尾崎教授は、平成元年四月より本学教授として十一年間にわたり、国際学類・社会学類、社会科学研究所・国際政治経済学研究所において、国際法の教育・研究指導に尽力された。また研究活動においては、国際法を中心に幾多の業績を発表されてきたことはいうまでもない。とりわけ「湾岸戦争と国連憲章」（筑波法政十五号）および「尖閣諸島の国際法上の地位」（同十八号（その二））の論文は、実証的・理論的分析により国際法の現代的課題に鋭く切り込んだ業績として、学界のみならず社会的にも大きな影響を与えている。さらに教授は、この間、前記学類および研究

科において、長年にわたり教育・研究に関する各種委員会委員を努められるとともに、とくに国際政治経済学研究所の創設にあたり尽力された。

なお本号は、両教授の退官記念号として編集されたものであるが、ご希望により通常の退官記念号の形式をとるものでない。

定年退官が誰にもめぐる別離の時であるとはいえ、両教授の存在が大きなものであっただけに、退官されることは社会科学系教官一同、とくに法律関係教官にとって誠に残念である。これまでの両教授のご努力とご高配に感謝申し上げますとともに、今後ともご友誼を賜りますようお願い申し上げます。法律関係教官一同、両教授がいつまでもお元気で活躍されますよう心から願っている。

二〇〇〇年三月

法律関係教官を代表して

出口正義